

民事調停法・家事審判法の一部改正について（概要）

1 民事調停官及び家事調停官制度（いわゆる非常勤裁判官制度）の創設

民事調停法及び家事審判法を改正することにより，弁護士が，民事調停事件及び家事調停事件に関し，裁判官の権限と同等の権限をもって調停手続を主宰することができる制度を創設する。

2 民事調停官及び家事調停官の概要

任命

民事調停官及び家事調停官は，5年以上の経験を有する弁護士から最高裁判所が任命する。

職務

民事調停官及び家事調停官は，調停事件に関し，裁判官の権限と同等の権限をもって，調停事件の処理に必要な職務を行う。

任期

民事調停官及び家事調停官の任期は2年とし，再任されることができる。

勤務の形態

民事調停官及び家事調停官は，非常勤とする。

身分保障

民事調停官及び家事調停官は，法定された解任事由に該当する場合を除いて，その意に反して解任されることはない。

職権の行使

民事調停官及び家事調停官は，独立してその職権を行う。

民事調停官の主な権限

- ・ 調停委員会により又は単独で，調停手続を主宰すること
- ・ 民事調停法第17条所定の調停に代わる決定をすること

家事調停官の主な権限

- ・ 調停委員会により又は単独で，調停手続を主宰すること
- ・ 家事審判法第23条所定の合意に相当する審判をすること
- ・ 家事審判法第24条所定の調停に代わる審判をすること